

令和 7 年 4 月 2 0 日 執 行
白 馬 村 議 会 議 員 一 般 選 挙

立候補予定者説明会

資	料
---	---

白馬村選挙管理委員会

立候補予定者、運動員の皆さんへ

この白馬村議会議員一般選挙は、わたしたち村民にとって最も身近な選挙です。

ただ、身近であるがために激しい選挙戦が予想され、強い関心と同時に、選挙運動に関して脱線行為が最も懸念される選挙でもあります。

また、中央においては、相次ぐ政治家のスキャンダルに、国民の政治に対する不信・失望は深刻さを極め、政治の浄化、政治の刷新が強く求められているところです。

こうした状況を踏まえ、候補者及び選挙運動員の皆さんには、明るく正しい選挙の意識を高め、この「説明会資料」や「地方選挙の手引」を十分研究していただき、クリーンな選挙が行われますようお願いいたします。ただし、この説明会資料は、公職選挙法の中から最小限の範囲で抜粋したものですので、資料だけでは不明確な事項については勝手に判断することなく、選挙管理委員会にお問い合わせいただき、くれぐれも間違いのない運動を進めてください。また、説明会資料・手引きの中身については、説明会出席者だけではなく、これから選挙運動に携わる方々全員に周知徹底され、「明るい選挙推進の村」にふさわしい選挙で終わりますよう切望します。

本選挙は住民の代表を選ぶ非常に意義のある選挙です。決して誹謗中傷等で相手を陥れるような下劣な選挙戦でなく、高い志を持った者同士が、「明日の白馬」への課題に対する政策をぶつけ合い、良民の審判を仰ぐ立派な選挙戦となることを強く希望します。

白馬村選挙管理委員会 委員長 松澤 茂徳

I

～ 立候補手続き編 ～

○法改正等により今回の選挙から制度化されたもの

該当なし

白馬村選挙管理委員会

第 1 章 選挙に関する期日等

月日	曜日	選 挙 行 事	時 間 及 び 場 所
4. 2	火	立候補予定者説明会	13:30～（白馬村役場201・202会議室）
8	火	届出書類事前審査（1日目）	9:00～12:00 南部地区（白馬村役場2階庁議室） 13:00～16:00 北部地区（ ）
9	水	届出書類事前審査（2日目）	9:00～12:00 中部地区（白馬村役場2階庁議室）
14	月	選挙運動用自動車検査 供託金納付 選挙人名簿基準日・登録日	10:00～12:00（白馬村役場駐車場） 告示日前日までに納付（長野地方法務局大町支所）
15	火	【告 示】 立候補受付 選挙運動開始 選挙人名簿閲覧禁止 氏名掲示記載順序を決めるくじ 選挙公報掲載順序を決めるくじ	8:30～17:00（白馬村役場201・202会議室） 立候補届出受理後から 17:00～（白馬村役場2階庁議室） 同 上
16	水	期日前投票開始 不在者投票開始	8:30～20:00（白馬村役場2階201・202会議室） 同 上
17	木	公営施設使用の個人演説会開始 選挙立会人届出期限 選挙立会人を決めるくじ （届出が10人以上の場合）	（公営施設（ウイング21・多目的研修集会施設）） 17:00まで（白馬村役場2階201・202会議室） 17:00～ （白馬村役場2階庁議室）
19	土	期日前投票最終日 不在者投票最終日 選挙運動最終日	8:30～20:00（白馬村役場2階201・202会議室） 同 上
20	日	【投 票】 【開票・選挙会】 立会人・参観人等受付 開票開始 開票結果速報（行政無線による）	7:00～20:00（村内8投票所） 20:30～（白馬村役場201・202会議室） 20:45 （同 上） ユーレ白馬で中継予定 開票終了後
21	月	当選証書付与	9:00～ （白馬村役場201・202会議室）
25	金	請負関係有しない旨の届出最終日	17:00まで（役場総務課）
5. 5	月	収支報告書提出最終日 （当落に関係なく全員提出）	17:00まで（役場総務課） <u>極力5月2日17:00までにご提出をお願いします。</u>

第2章 立候補の届出等

※*(手)は、「地方選挙の手引」を、P__は、掲載ページを示すので参照すること。
※法改正などにより前回の選挙から変更になった箇所については下線で示している。

1 候補者となるための禁止及び制限事項

(1) 重複立候補の禁止 * (手)P3

一度ある選挙において立候補届を受理された者は、その選挙期日が過ぎるまでは、他の選挙に立候補することはできない。

(2) 被選挙権のない者の立候補の禁止 * (手)P4

- ①日本国籍でない者
- ②選挙期日現在の満年齢が25歳に達しない者
- ③白馬村議会議員選挙の選挙権を有しない者
(地方公共団体の議会の議員の場合には引き続き3ヶ月以上の住所要件が必要)
- ④成年被後見人
- ⑤禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- ⑥禁固以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者
(刑の執行猶予中の者を除く)
- ⑦公職にある間に犯した収賄罪または公職者あつせん利得罪により刑に処せられ、実刑期間経過後10年間を経過しない者、または刑の執行猶予中の者
- ⑧選挙犯罪によって禁固以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- ⑨選挙犯罪によって選挙権及び被選挙権が停止されている者
- ⑩政治資金規正法に定める犯罪により選挙権及び被選挙権が停止されている者

(3) 公務員の立候補の制限 * (手)P26～31

「地方選挙の手引」参照

2 届出日時 * (手)P59

令和7年4月15日(火) 午前8時30分～午後5時00分

3 受付場所 * (手)P59

白馬村役場201・202会議室

4 受付順序 * (手)P59

受付の順序は、受付会場に到着した順とする。

ただし、受付開始時刻前(午前8時30分以前)に到着した者が2名以上あるときは、「受付順序決定のくじを引く順」を決めるくじを引き、その順に従って受付順序決定のくじを引き受付順を定める。

5 届出方法 * (手)P46, 55

候補者本人または、候補者の承諾を得た推薦人によって直接選挙長に届出なければならない。また、必ずしも届出者本人が自ら手続きをする必要はなく、候補者又は推薦人

の代理人が届け出ることができる。ただし、郵便による届出はできない。

6 届出書類

(1) 本人届出の場合 * (手)P46～55, 312

届 出 書 類	備 考
1 候補者届出書(本人届出)	
2 供 託 証 明 書	
3 宣 誓 書	
4 所 属 党 派 証 明 書	無所属の場合は不要
5 戸 籍 の 謄 本 又 は 抄 本	最近のもの
6 通 称 認 定 申 請 書	通称を使用する場合のみ提出
7 立候補の届出代理人証明書	記名（押印無し）方法の代理人による届出又は訂正をする場合は提出

(2) 推薦届出の場合 * (手)P55～58, 312

届 出 書 類	備 考
1 候補者届出書(推薦届出)	
2 供 託 証 明 書	
3 宣 誓 書	
4 所 属 党 派 証 明 書	無所属の場合は不要
5 戸 籍 の 謄 本 又 は 抄 本	最近のもの
6 通 称 認 定 申 請 書	通称を使用する場合のみ提出
7 立候補の届出代理人証明書	記名（押印無し）方法の代理人による届出又は訂正をする場合は提出
8 候補者推薦届出承諾書	
9 選挙人名簿登録証明書	住所氏名のみ記入

7 届出関係書類の記載上の留意事項 * (手)P47～

(1) 「候補者届出書（公選施行規則第19号様式）」 * (手)P47～49

① 共通事項

ア 書類は楷書で正確に記載する。

イ 数字は算用数字を使用する。（戸籍謄本に記載の本籍が漢数字の場合は例外。）

② 候補者

氏名は必ず戸籍簿に記載されている氏名を正確に記入し、ふりがなを平仮名で付すること。従って、通称名を記載したり、仮名書きに直したりすることはできない。

ただし、次の場合には戸籍簿に記載された氏名により記載したとして取り扱われる。

ア 対応する常用漢字等に更正する場合

戸籍簿に記載された氏名に用いられている漢字のうち、常用漢字表に掲げる通用字体または人名用漢字別表に掲げる字体（以下併せて「通用字体」とい

う。)と異なる字体によって記載されているものがあれば、その対応する通用字体または通用字体に準じて整理した字体に更正して記載する氏名。

〔例〕 澤→沢 櫻→桜 高→高 榮→栄 實→実
壽→寿 廣→広 斎→齊 嶋→島 瀧→滝

イ 変体仮名を平仮名に更正する場合

戸籍簿に記載された氏名が変体仮名である場合に、これを平仮名に更正して記載する氏名。

ウ 旧仮名使いを現代仮名使いに更正する場合

戸籍簿に記載された氏名が旧仮名使いの文字である場合に、これを現代仮名使いに更正して記載する氏名。

③本籍・住所

戸籍謄(抄)本に記載されているとおり県名から記入すること。住所地が本籍と同じ場合でも必ず県名から番地(号)まで正確に記入すること。

④生年月日

年齢は、選挙期日(4月20日)現在における満年齢を記入すること。

⑤党 派

所属党派証明書に記載された政党その他の政治団体の名称を正確に記入する。いずれの政党等にも属していない場合は「無所属」と記載すること。「なし」や「---」等は不可。

⑥職 業

なるべく詳細に記入する。兼職を禁止されている職にあるものについてはその職名を、また地方自治法第92条の2に規定する地方公共団体(白馬村)と請負関係にある者はそのことを記入する。(上記請負関係にある者が当選した場合、当選告知の日から5日以内に請負関係を有しなくなった旨の届出をしないときは、その当選を失う。

* (手)P49～50

⑦添付書類欄

添付書類欄で不要な文字は二本線で削除する。

⑧推薦届出の場合

「候補者届出書(推薦届出)(公選施行規則第19号様式の2)」 * (手)P55～56

届出書及び添付書類が異なるので注意する。届出書の候補者記載欄は変わらないが、推薦者の氏名・住所の記入が必要となる。

⑨届出書の押印について

次の1～3の中から自身にとって最も簡便な方法を選択することができる。

1. 届出書にPC等による記名のみで押印しない方法(候補者本人が自署しない場合)

- ・本人届出の場合は、必ず「候補者本人の本人確認書類」の提出又は提示が必要。(推薦届出の場合は、推薦届出者全員の本人確認書類)
- ・届出代理人により届け出る場合には、訂正の有無にかかわらず「立候補の届出代理人証明書」及び「届出代理人自身の本人確認書類」が必要。

2. 届出書に候補者本人の自署をして押印しない方法(候補者本人が自署する場合)

- ・候補者本人が全ての届出書類に氏名を自署する必要がある。
- ・候補者本人の本人確認書類の提出又は提示は不要。
- ・届出代理人により届け出る場合において、書類の訂正が必要になった場合は、届出者本人の印鑑による訂正印をするか、「立候補の届出代理人証明書」及び「届出代理人自身の本人確認書類」が必要。

3. 届出書に記名又は自署したうえで押印する方法

- ・欄外に捨て印が必要。
- ・候補者本人の本人確認書類の提出又は提示は不要。
- ・届出代理人により届け出る場合において、書類の訂正が必要になった場合は、書類に押印してある届出者本人の印鑑による訂正印をするか、「立候補の届出代理人証明

書」及び「届出代理人自身の本人確認書類」が必要。

⑩印鑑の持参

公営物品の受領に際して印鑑が必要となるため、必ず候補者本人の印鑑を持参※すること。(届出書類に押印した場合は押印した印鑑と同じものを持参すること。)

※推薦届出の場合は、推薦届出者全員の印鑑を持参すること。

(2) 添付書類

①「供託証明書」 * (手)P32~35

後述の「9 供託について」を参照すること。

②「宣誓書(公選施行規則第19号様式の3その2)」 * (手)P51

選挙期日において住所に関する要件を満たす者であること並びに被選挙権があること、他の選挙に立候補していないこと、連座の適用による当該選挙区での立候補制限を科せられていないことを誓う旨の文書。虚偽の宣誓をした場合には処罰の適用となる。

③「所属党派証明書(公選施行規則第19号様式の4)」 * (手)P51~52

政党その他の政治団体に所属する候補者として届け出る場合に必要であり、無所属として立候補する場合は必要ない。

発行者は、政党ごとに選挙の種類によって本部等で決められているので、発行者以外の者による証明の効力は無い。

④「戸籍の謄本又は抄本」 * (手)P52

なるべく最近のものを提出する。

⑤「通称認定申請書」 * (手)P53

通称使用を希望する場合必要。後述の「8 通称の認定について」を参照すること。

⑥「候補者推薦届出承諾書(公選施行規則第16号様式の12)」 * (手)P57

推薦届出の場合必要。推薦届出者宛てに候補者になろうとする者が記入する。

⑦「選挙人名簿登録証明書(公選施行規則第16号様式の13)」 * (手)P58

推薦届出者全員の証明が必要となる。選挙管理委員会で発行するので、住所・氏名を記入し、村選挙管理委員会へ申請する。

8 通称の認定 * (手)P53~55

(1) 通称認定の申請

本名(戸籍名)以外に広く一般に通じる呼称を有している場合、選挙長の認定を受けたうえで、本名に代えて通称を使用することができる。

この場合、立候補の届出と同時に「通称認定申請書(公選施行規則第19号様式の5)」を提出する。立候補届出の後、別に通称認定申請書を提出されても受理できないので注意すること。(本名を単に仮名書きする場合も申請書の提出が必要となる。)

(2) 申請者

通称認定の申請者は候補者に限られる。推薦届出の場合にも通称認定申請は候補者が行うことになる。

(3) 説明資料提示

通称使用を申請する場合は、その通称が本名に代わるものとして広く通用していることを証明するに足る資料を合わせて提示しなければならない。

〔例〕公の機関の発行した書類、送達された手紙または葉書等の信書著書等

(4) 資料提示が不要の場合

本名を通常の読みに従って平仮名、またはカタカナ書きとする場合には、資料の提示は必要ない。

(5) 通称が認定された場合

通称認定申請書を提出し、選挙長から認定書が交付された場合は、次の事項について、氏名を記載すべき箇所に通称が使用されることとなり、**戸籍簿に記載された氏名の文字は使用できなくなる。**

- ①立候補届出等の告示
- ②投票記載所の氏名等の掲示
- ③選挙公報
- ④新聞広告

*選挙運動用のポスター、選挙事務所の立札・看板等の表示については通称使用の申請の有無に関係なく候補者が自由に決めてよい。

*通称使用の認定がなされ、公に告示された後は、変更できない。

9 供託について * (手)P32～35

(1) 供託金額 15万円

(2) 供託すべき者

- ◎本人届出・・・・・・候補者本人
- ◎推薦届出・・・・・・推薦届出人（数人連名の場合は、その内の1人）

(3) 供託の方法

法務局提供の資料のとおり。

10 選挙立会人の届出 * (手)P66～69

選挙立会人は各候補者の利益代表的役割を持つと同時に、選挙会（開票）事務が公正に行なわれているように立会う、公益的代表としての役割も併せ持っている。

(1) 立会人の届出

候補者は、「**選挙立会人となるべき者の届出書（公選施行規則第14号様式）**」により、白馬村の選挙人名簿に登録されている者の中から1人を選挙立会人として届出ることができる。この場合、立会人の「**承諾書（公選施行規則第15号様式）**」を添付のうえ、**選挙期日の3日前まで（4月17日午後5時まで）**に届け出なければならない。

(2) 立会人の選定

①届出のあった立会人が10人を超えないとき

いずれも立会人になれる。（ただし、同一の政党にかかる候補者から届出のされた立会人が3人以上ある場合は、選挙長がその中からくじで2人を定める。）また、届出のあった立会人が3人に達しないときは、選挙長が3人に達するまで選任する。

②届出のあった立会人が10人を超えるとき

届出のあった者についてくじを行い10人にする。更にその中に同一の政党等に属する候補者からの届出が3人以上あるときは、その3人以上の立会人についてくじを行い2人に限定する。

③くじの日時・場所

4月17日（木）午後5時から 白馬村役場2階庁議室

立候補届出関係等書類一覧表

届 出 書 類		本人届	推薦届	提出時期	備 考
1	候補者届出書 (本人届出)	○		4月15日 8:30-17:00 届出時	
2	候補者届出書 (推薦届出)		○	〃	
3	候補者推薦届出承諾書		○	〃	
4	選挙人名簿登録証明書		○	〃	推薦人のもの
5	供託証明書	○	○	〃	
6	宣誓書	○	○	〃	
7	所属党派証明書	△	△	〃	無所属の場合不要
8	戸籍謄本又は抄本	○	○	〃	
9	通称認定申請書	△	△	〃	使用する場合必要
10	立候補の届出代理人証明書	△	△		記名（押印無し）方法の 代理人による届出又は訂 正をする場合
11	選挙立会人届出書	△	△	4月17日 17:00まで	
12	選挙立会人承諾書	△	△	〃	11の届出と同時

II

～ 選挙運動編 ～

○法改正等により今回の選挙から制度化されたもの

- ・ 公営ポスター掲示場への品位を損なうポスターの掲示の禁止（未施行）
【公職選挙法第144条の4の2】

白馬村選挙管理委員会

第3章 公営物品類の交付

1 公営物品類の交付 * (手)P59～63

立候補届出が受理された後、次の物品等を交付するので内容を確認のうえ受け取ること。

交 付 物 品 等	数 量
1 街 頭 演 説 用 標 旗	1
2 選 挙 運 動 用 自 動 車 表 示 旗	1
3 選 挙 運 動 用 拡 声 機 表 示 旗	1
4 自 動 車 乗 車 用 腕 章	4
5 街 頭 演 説 用 腕 章	1 1
6 候 補 者 用 通 常 葉 書 使 用 証 明 書	1
7 選 挙 運 動 用 通 常 葉 書 差 出 票	8
8 受 領 証 (郵 便 局 長 宛)	3
9 新 聞 広 告 掲 載 証 明 書	2
10 選 挙 運 動 用 ビ ラ 証 紙 交 付 票	1

公営物品を紛失したため、再交付を受けようとする場合には、紛失届を警察に提出するとともに、再交付申請書（紛失の年月日、場所、理由、紛失届年月日及び警察署名等を記載したもの）により申請すること。

(1) 街頭演説用標旗 * (手)P177

街頭演説を行うときは、必ずこの標旗を演説中掲げておかなければならない。

(2) 選挙運動用自動車表示旗 * (手)P96

この表示旗は、主として選挙運動のために使用される自動車の前面の見やすい箇所に使用中常時掲示しておかなければならない。

(3) 選挙運動用拡声機表示旗 * (手)P101

この表示旗は、主として選挙運動のために使用される拡声機の送話口（マイク）の下部等見やすい箇所に使用中常時掲示しておかなければならない。

(4) 自動車乗車用腕章 * (手)P97

選挙運動用自動車に乗るものは、必ずこの腕章をつけなければならない。ただし、候補者、運転手（1人）はつける必要はない。

なお、この腕章は、街頭演説の際に着用する腕章としても使用できる。

(5) 街頭演説用腕章 * (手)P178

街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者1人について15人を超えてはならず、しかもこれらの者は一定の腕章をつけていなければならない。乗車用腕章（4枚）をそのまま街頭演説用腕章として使用することができるので、街頭演説用腕章は11枚交付される。街頭演説において選挙運動に従事する者は、このいずれかの腕章をつけなければならない。

(6) 候補者用通常葉書使用証明書（公選郵便規則付録様式1） * (手)P137

(7) 選挙運動用通常葉書差出票（公選郵便規則付録様式3） * (手)P138

(8) 受領証

- ①「選挙運動用通常葉書使用証明書」を選挙期間中に郵便物の配達事務を取扱う集配郵便局（大町郵便局）に提示すれば、候補者1人につき、800枚の通常葉書（選挙用の表示をしてある通常葉書）が無償で交付される。なお、その際には「受領証」を提示する。
- ②手持ちの私製葉書又は官製葉書を用いる場合は、大町郵便局にこの証明書を提示して選挙用の表示を受けなければならない。この場合も使用できる枚数は、800枚の範囲内に限られる。
- ③選挙用葉書を発送するときは、「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて、必ず郵便物の配達事務を取扱う郵便局の窓口差し出さなければならない。

(9) 新聞広告掲載証明書（事務取扱規程様式第99号） * (手)P158

「新聞広告掲載証明書」を掲載希望する新聞社に提出すれば1枚につき1回、有料にて新聞広告を出すことができる。（2回まで可能）

(10) 選挙運動用ビラ証紙交付票 * (手)P142

選挙運動用ビラ届出をした候補者に対し、証紙交付票を交付するので、選挙運動用ビラ用証紙（上限1,600枚）を受取る際に証紙交付票を提出すること。

第4章 選挙運動に関する届出等

1 選挙運動に関する届出等

※印の届出様式は推薦届出の場合にのみ提出するもの

選挙運動に関する届出等		備 考
1	選挙事務所設置（異動）届	設置（異動）後直ちに届出
2	※ 選挙事務所設置（異動）承諾書	
3	出納責任者選任届	選任後直ちに届出
4	※ 出納責任者選任承諾書	
5	出納責任者異動届	異動後直ちに届出
6	※ 出納責任者解任承諾書	
7	出納責任者職務代行届	出納責任者及び推薦届出者たる選任者が欠けた時
8	※ 推薦届出代表者証明書	推薦者が複数で1又は3を行う時
9	最高支出額署名書	立候補届出時に提出
10	届出書（報酬を支給する者）	雇い入れ前に届出
11	選挙運動費用収支報告書	5月5日までに提出（領収書写し添付）
12	領収書等を徴し難い支出の明細書	収支報告書と共に提出
13	個人演説会開催申出書	立候補届出後から開催日の2日前までに届出

1 4	選挙公報掲載申請書	4月8、9日の事前審査の折に提出
1 5	選挙公報掲載文原稿用紙又は電子データ	同 上
1 6	選挙公報用写真（2葉又は電子データ）	同 上
1 7	選挙公報掲載文等撤回(修正)申請書	撤回、修正がある場合に提出
1 8	明るく正しい選挙を行なう宣言書	
1 9	選挙運動用ビラ届出書	選挙運動用ビラを頒布する場合
2 0	選挙運動用自動車の使用契約届出書	選挙運動用自動車を使用する場合
2 1	選挙運動用ビラ作成契約届出書	選挙運動用ビラを作成する場合
2 2	ポスター作成契約届出書	選挙運動用ポスターを作成する場合
2 3	自動車燃料代確認申請書	選挙運動用自動車を使用する場合
2 4	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	選挙運動用ビラを作成する場合
2 5	ポスター作成枚数確認申請書	選挙運動用ポスターを作成する場合

(1) 選挙事務所の届出 * (手)P81～91

選挙事務所は候補者または推薦届出者でなければ設置（異動）することができない。選挙事務所を設置した場合はただちに選挙管理委員会へ届出る。

①候補者本人が設置する場合

候補者本人が選挙事務所を設置した場合は、「**選挙事務所設置（異動）届（事務取扱規程様式第82号）**」により届出ること。

②推薦届出者が設置する場合

推薦届出者が選挙事務所を設置した場合は、「**選挙事務所設置（異動）届**」に加えて候補者の承諾書「**選挙事務所設置（異動）承諾書（事務取扱規程様式第84号）**」を提出しなければならない。

また、推薦届出者が複数の場合は「**推薦届出代表者証明書（事務取扱規程様式第85号）**」を添付する。（出納責任者選任の場合と同様）

(2) 出納責任者の届出 * (手)P201～208

①出納責任者

選挙運動費用の収支について一切の責任を負うべき人が出納責任者であり、出納責任者を選任しないで（届出をしないで）寄附を受けたり、支出をすることはできない。

ただし、例外的に支出が許されるものは、

ア 立候補準備のために要した費用

イ 電話による選挙運動のための支出

ウ 出納責任者から文書による承諾を得た者が支出する場合。

（承諾は、費目ごとに分割して承諾を要する。）

②選任の届出

出納責任者を選任したときは、選任者（自らが出納責任者となった者を含む）は、「**出納責任者選任届（選挙事務取扱規程様式第124号）**」によってただちに選挙管理委員会に届出なければならない。

推薦届出者が出納責任者を選任した場合には、届出書に「**出納責任者選任承諾書（選挙事務取扱規程様式第125号）**」を添付する。また、推薦届出者が複数いる場合は、更に「**推薦届出代表者証明書（選挙事務取扱規程様式第85号）**」を添付する。（選挙事務所の届出の場合と同様）

③異動の届出

出納責任者に異動があったときは、選任者はただちに「**出納責任者異動届（選挙事務取扱規程様式第127号）**」により届出なければならない。

この届出書には、解任または辞任による異動に関するものには、その旨の通知のあったことを証明する書面を添付し、出納責任者を選任した推薦届出者がこれを解任した場合には、併せて「**出納責任者解任承諾書（選挙事務取扱規程様式第128号）**」を添付しなければならない。

④ 出納責任者の職務代行

出納責任者に事故があるときまたは出納責任者が欠けたときは、選任者がその職務を代行する。この場合には「**出納責任者職務代行届（選挙事務取扱規程様式第129号）**」を提出しなければならない。また、職務代行をやめたときも同じくこの届出書により届け出なければならない。

（３） 最高支出額署名書の提出

出納責任者及び出納責任者の選任者は、出納責任者の支出することができる金額の最高額（法定費用）を定め、「**最高支出額署名書（選挙事務取扱規程様式第123号）**」に署名押印して届出なければならない。

（４） 事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者の届出 * (手)P66、P219～225

① 届 出

候補者は、立候補の届出後選挙期日の前日までの間において、選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動用自動車上における選挙運動のために使用する者（車上運動員）、専ら手話通訳のために使用する者（手話通訳者）及び専ら要約筆記のために使用する者（要約筆記者）に対し、実費弁償のほか報酬を支給しようとするときは、「**届出書（公選施行規則第32号様式の2）**」に所要の事項を記載のうえ、あらかじめ選挙管理委員会へ届出なければならない。

なお、届出書に必要事項を記載する場合は、「使用する期間」欄に「何月何日から何月何日まで」と具体的に記載し、また、既に届出たものにつきその使用する期間中にその者に代えて異なる者を届出の場合は、届出にかかる者の氏名等を記載した部分の備考欄に次のように記載する。

氏 名	住 所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備 考
甲野乙郎	白馬村大字〇城12番地	〇歳	男	事務員	〇月〇日から 〇月〇日まで	〇月〇日に届けた何某と〇月〇日から交代

② 実費弁償及び報酬の額

支給できる実費弁償及び報酬の額は、別表に掲げる額の範囲内とする。

なお、実費弁償はあくまでも実費として支出されたものに対して弁償されるものであり、例えば600円の食事をした選挙運動に従事する者に対して、700円の実費弁償として支給することはできない。

また、これらは選挙運動費用を膨大ならしめないために一定の制限が設けられており、この制限に違反すると多くの場合は買収の推定を受けることになるので、十分注意する必要がある。

（５） 選挙運動費用収支報告書の提出 * (手)P232～241

① 収支報告書の提出

出納責任者は、選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を「**選挙運動費用収支報告書（公選施行規則第31号様式）**」にまとめ、選挙終了後、原則と

して15日以内に選挙管理委員会へ提出する。

収支報告書には、支出の金額、年月日、支出の目的を記載した領収書の写しまたはその他の支出を証すべき書面の写しを添付する必要がある。

なお、領収書その他の支出を証すべき書面を取り難い事情があったときは、「**領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（公選施行規則第31号様式の2）**」により選挙管理委員会へ報告しなければならない。

②報告期限

5月5日（月）午後5時まで

③収支報告書の公表

村選挙管理委員会では、公職選挙法の規定により収支報告書の要旨を公表する。

また、収支報告書は、村選挙管理委員会に受理された日から3年間保存され閲覧に供される。

(6) 個人演説会の開催申出（公営施設使用の場合） * (手)P168～174

①個人演説会を開催できる公営施設

ア 学校

イ 地方公共団体の管理する公会堂

ウ 市町村選挙管理委員会が指定する施設

・ 白馬村多目的研修集会施設 ・ ウイング21文化ホール

②届 出

公営施設使用による個人演説会を開催する場合は、立候補届出後から開催日の前2日の午後5時までに「**個人演説会開催申出書（事務取扱規程様式第112号）**」を提出しなければならない。（4月17日（木）から19日（土）に1回5時間以内で開催可能。1施設1回目は無料。）

③公営施設以外の施設で個人演説会を開催する場合

使用する施設の管理者の使用許可を得たうえで開催することができる。選挙管理委員会への届出は必要ない。

(7) 選挙公報掲載申請書の提出 * (手)P163

①発 行

選挙管理委員会は候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を1回発行する。

②申請期限

選挙公報掲載文の申請期限は、4月15日（火）午後5時であるが、なるべく**4月8日、9日に開催する届出書類事前審査の折に提出すること。**

③提出書類等

ア 「**選挙公報掲載申請書（選挙公報発行規程様式第1号）**」 1通

イ 選挙公報掲載文原稿用紙 1通

※電子データの場合はsenkan@vill.hakuba.lg.jpへメールで送信するかCD-RWによること。

ウ 候補者の写真 2葉又は電子データ1つ

④撤回、修正

いったん提出した掲載文等を撤回しようとするとき、または修正しようとするときは、「**選挙公報掲載文等撤回（修正）申請書（選挙公報発行規程様式第2号）**」を提出する。その際、掲載文を修正する場合にあっては、新たに印刷または記載し直した掲載文原稿用紙を添えること。電子データで提出している者は別途メールで送信するかCD-RWを添えること。

この撤回、修正の申請期限も掲載申請の場合と同様4月15日（火）午後5時までである。これ以後はどんな理由があっても原稿の撤回、修正はできないので注意すること。

第5章 選挙運動に関する注意点

1 選挙運動の意義 * (手)P7

選挙運動の意義については、法律上明確な規定はないが、従来の判例、学説等から「特定の選挙につき、特定の候補者の当選を目的として、投票を得または得させるために直接または間接に選挙人に働きかける一切の行為をいう。」と言われている。

2 選挙事務所の設置 * (手)P80～91

(1) 選挙事務所の数及び移動

- ①選挙事務所は候補者1人につき1箇所しか設置できない。
- ②選挙事務所は1日に1回しか移動できない。(廃止に伴う設置を含む)

(2) 選挙事務所の表示

選挙事務所を表示するため、その場所において、次の文書図画を掲示することができる。また、掲示場所は事務所の所在場所に限り、離れた場所に掲示することはできない。

①ポスター、立札及び看板の類

規 格 縦350cm × 横100cm以内
(看板の「足」も含める。縦を横にすることは自由)

数 量 通じて3枚以内

「通じて3枚」とは、例えばポスターを2枚使えば、あとは立て札か看板のいずれか1枚しか利用できないということ。なお、両面を使用した場合は、2枚と数えられる。

②ちょうちんの類

規 格 高85cm × 直径45cm以内

数 量 1個

(3) 設置場所

選挙事務所の設置場所については別段制限はないが、投票日当日もそのまま設置しておく場合は、投票所を設けた場所の入口から直線距離で300m以外の区域に移動しなければならないので注意が必要である。(この場合も異動届が必要)

(4) 休憩所その他これに類似する設備の禁止 * (手)P91

有権者や運動員を休息させるため、休憩所その他これに類似する施設、場所等を設けることは一切禁止されている。(選挙事務所または演説会場内に運動員のために休憩場所を設けることは差し支えない。)

3 選挙運動用自動車、拡声機の使用

選挙運動用自動車の公営に関する届出の手続は別紙の「令和7年4月20日執行白馬村議会議員一般選挙公費負担(選挙公営)の手引」をご覧ください。

(1) 選挙運動用自動車の使用 * (手)P92～101

選挙運動用自動車の使用については、候補者1人につき1台に限られ、また選挙管理委員会が交付する表示旗(1枚)を自動車の前面の見やすい箇所に使用中常時掲示しておかなければならない。

①使用できる車種

ア 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車

- イ 4輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの
- ウ 乗車定員10人以下の乗用自動車でア・イに該等しないもの
- エ 小型貨物自動車及び軽貨物自動車
(軽貨物自動車は乗車定員が4人以上10人以下のものでなくてもよい)

②乗車できる人数

自動車に乗車することができる運動員は、候補者、運転手(1人)を除いて4人に限られ、選挙管理委員会が交付する腕章をつけなければならない。

③車上での選挙運動

走行中の自動車の上では選挙運動はできない(流し連呼を除く)。停止している自動車の上では街頭演説等を行うことができる。

④自動車に掲示できる文書図画

ア ポスター、立札及び看板の類

規 格 縦273cm × 横73cm以内

数 量 制限はない

イ ちょうちんの類

規 格 高さ85cm × 直径45cm以内

数 量 1個

⑤車両検査

ア 検査日時 4月14日(月)午前10時から正午まで

イ 検査場所 白馬村役場駐車場

ウ 注意事項

- ・当日、検査場所への往復の際は、看板を布やシート等で完全に覆い隠すこと。
- ・自動車に看板を付けたり、スピーカーを取り付けるときには、設備外積載について出発地の警察署の許可を要する必要があるが、必要となる場合はあらかじめ許可を取ること。

(2) 選挙運動用拡声機の使用 * (手)P100~101

選挙運動のために使用する拡声機は、候補者1人につき1そろいに限られ、選挙管理委員会が交付する表示を送話口の下部などにつけなければならない。また、個人演説会や幕間演説等に拡声機を使用する場合は、別に1そろい使用することができ、表示の掲示も必要ない。

*ここでいう「1そろい」とは、原則としてマイク1個とスピーカー1個及びこれに必要な増幅装置をいうが、マイクが1個である以上、スピーカーはその拡声機に常時固定的に設備されている場合、または、通常の使用方法として認められる限り、その数の如何にかかわらず「1そろい」と解釈する。(実例判例集P1169 S26.3 国警質疑集)

4 言論による選挙運動 * (手)P166~

(1) 個人演説会 * (手)P168~176

個人演説会とは、候補者の政見の発表、選挙人への投票依頼等選挙運動のために、候補者個人が開催する演説会である。

①公営施設で開催する場合

ア 手続

公営施設で開催する場合は立候補届出後から開催日の2日前の午後5時までに選挙管理委員会に文書で届出なければならない。

イ 時間

公営施設の使用時間は、1回につき5時間を超えてはならない。

ウ その他

開催の申出にあたっては、同一施設について同時に2回以上の申し込みはできない。候補者1人につき、同一施設ごとに1回に限り無料で使用できるが、2回目からは所定の料

金を納付しなければならない。

②公営施設以外の施設で開催する個人演説会

個人の住宅、神社、寺院等で開催できるが、各施設の管理者の承諾が必要となる。(国や地方公共団体が所有、管理する施設及び病院等では行うことができない。)

③個人演説会場で掲示できる文書図画

ア ポスター、立札及び看板の類(掲示者の氏名、住所を記載しなければならない)

規 格 (演説会場の内部) 制限はない
(演説会場の外部) 縦 273 cm × 横 73 cm 以内
数 量 (演説会場の内部) 制限はない
(演説会場の外部) 通じて 2 枚以内

イ ちょうちんの類

規 格 高さ 85 cm × 直径 45 cm 以内
数 量 会場の内外を通じて 1 個

④個人演説会の制限

ア 開催できる者

候補者に限られる。候補者以外の第三者が候補者のために行う合同演説会(例えば新聞社、婦人会等が主催して行う立会演説会等)は禁止されている。

イ 開催回数

制限はない。

ウ 文書図画の頒布

会場内において、選挙運動用ビラ(選挙管理委員会へ届出し、選挙管理委員会から交付した証紙を貼ったもの)のみ頒布することができる。従って、会場外や他の文書図画を頒布することはできない。

エ 周知方法

候補者が行なうとこととされており、選挙運動用ポスターや選挙運動用ビラ、選挙運動用葉書、インターネット、街頭演説の際に周知ができる。

(2) 街頭演説 * (手)P177~181

街頭演説とは建物や施設を使わないで、街頭やこれに類似する場所(公園、空地等)で不特定多数の人に向かって行なう演説である。街頭演説は、必ず一定の場所にとどまて行わなければならない、また、立候補の際に選挙管理委員会から交付される標旗

(1 本)を掲げなければならない。

①運動員

街頭演説において、その場所で選挙運動に従事できる者は 15 人に限られ、選挙管理委員会から交付される腕章(運動員証 11 枚・乗車証 4 枚)をつけなければならない。

②街頭演説ができる時間帯は午前 8 時から午後 8 時までで、それ以外の時間帯は行うことができない。また、学校や病院、診療所等の周辺では特に静穏保持に努めなければならない。

③文書図画の頒布、掲示について

街頭演説を行う場所では、原則として選挙運動用ビラ以外の文書図画の頒布、掲示は行うことができない。(自動車にとりつけられているポスター等は差し支えない。)

(3) 幕間(まくあい)演説 * (手)P182

幕間演説とは、映画や演劇の幕間、青年団や婦人会の会合、会社や工場の休憩時間などに、候補者・選挙運動員・第三者が、そこに集まっている人に向かって選挙運動のために演説することをいう。これは、あらかじめ聴衆を集めて行う「演説会」ではないため、自由に行うことができる。

(4) 個々面接 * (手)P182

スーパーマーケット、電車、バスの中、あるいは路上等でたまたま知人等に会ったときに、その機会を利用して選挙運動をすることをいうもので自由に行える。

(5) 電話による選挙運動 * (手)P182～183

電話を使って選挙運動を行うことは、原則として自由である。ファクシミリを使って行う選挙運動は、文書図画の規制を受けるため、選挙運動には使用できない。

5 文書図画による選挙運動 * (手)P115～123

選挙運動のために頒布できる文書図画は、選挙用である旨の表示がしてある選挙運動用通常葉書及び選挙運動用ビラ、さらにはインターネット等を利用する方法、新聞広告及び選挙公報に限られる。回覧板その他の文書図画又はプラカード、看板の類を多数の者に回覧することは、文書図画の頒布とみなして禁止される。

(1) 選挙運動用通常葉書 * (手)P136～141

①使用方法

ア 枚数 候補者1人につき **800枚以内**

イ 方法 立候補届出の際に選挙長から交付される「選挙運動用通常葉書使用証明書」を**大町郵便局**に提示して、選挙用の表示がある官製葉書を求める。あらかじめ、手持ちの官製葉書や私製葉書に印刷しておくことは差し支えないが、この場合も「選挙運動用通常葉書使用証明書」を提示して選挙用の表示を受けなければならない。

ウ 私製葉書 次の点に注意する。

規格 たて14cm～15.4cm × よこ9cm～10.7cm

重量 2g以上～6g以内

地色 白色または官製葉書程度の淡色のもの

②差し出し方法

ア 選挙運動用通常葉書は、選挙運動の期間中（投票日前日まで）に配達されるように、100枚ごとに選挙郵便物差出票（立候補届出の際に選挙長から交付される）1枚を添えて、**大町郵便局**の窓口へ行くこと（神城郵便局、白馬郵便局は不可）。直接ポストへ投入することはできない。また、郵便によらず路上で直接有権者に手渡したり使送することも禁じられる。

イ 記載内容については、利害誘導その他罰則に触れない限り制限はない。

ウ 宛名については、同一世帯内の数人の有権者に対して連名で出すこともできるが、「〇×会社御中」「〇△商事××課御一同様」などと記載し、不特定多数の有権者に対して発送することはできない。

エ 公職選挙法の規定により、選挙運動のために使用する通常葉書の郵送料は無料。

③書き損じ等

選挙運動用通常葉書で印刷を誤り、書き損じ、またはき損したのものについては、その枚数に限り手持ちの通常葉書を使用できるが、この場合でも先に交付を受け、または表示を受けた郵便局で選挙用である旨の表示を受けることが必要である。書き損じ等の葉書は上記の表示を受けると同時に提出して、選挙運動期間中、郵便局において保管されることになっている。

なお、宛名等を誤って返戻された場合は、訂正して再差し出しはできる（枚数には再計上する）が、代替に表示を受けることはできない。

(2) 新聞広告 * (手)P158～161

①回数

候補者は選挙運動期間中その選択する新聞紙に2回を限り有料で新聞広告ができる。

②方法

届出時に選挙長から交付される「新聞広告掲載証明書（２通交付）」を、希望する新聞社に原稿とともに提出する。広告ができるのは投票日の前日までであって、投票日当日の新聞には掲載できない。

③寸法

横 9.6 c m、縦 2 段組以内であって、その場所は記事下に限られる。

④その他

ア 広告内容については特に制限はないが、色刷りは認められない。

イ 立候補届出時に通称使用を認定された場合は、新聞広告はその通称を記載する。

(3) 選挙運動用ポスター * (手)P123～132

選挙運動用ポスター作成の公営に関する届出の手続は別紙の「令和 7 年 4 月 2 0 日執行白馬村議会議員一般選挙公費負担（選挙公営）の手引」をご覧ください。

なお、今回の選挙における選挙運動用ポスターの掲示については、ポスター掲示場の設置に関する条例（平成元年白馬村条例第 2 号）及びポスター掲示場の設置に関する規程（平成元年白馬村選挙管理委員会規程第 1 号）に基づいて行います。

①枚数

ポスター掲示場の設置箇所は**村内 6 7 箇所**（4 月 1 4 日の告示後に白馬村行政公式ホームページのポスター掲示場位置を前回選挙の内容から更新しますので参照してください。）

従ってポスター掲示場の設置数とポスターの総枚数は一致することとなる。（ただし、貼り替えは自由であるから、総使用枚数は掲示場の設置数より多くなることがある。）

②規格 長さ 4 2 c m × 幅 3 0 c m 以内

掲示場の規格については、縦 3 段横 6 列の 1 8 区画で、1 区画の大きさは縦 4 5 c m × 横 4 5 c m である。

③法定記載事項

ポスターには、掲示責任者及び印刷者の住所氏名（印刷者が法人の場合はその所在地と法人名）を記載しなければならない。

④掲示箇所

ポスター掲示場には 1 辺 4 5 c m の正方形の区画が設けてあり、区画の中には算用数字で掲示場の左から上段、下段の順に一連番号が記載してある。ポスターを掲示できるのは、当該候補者の立候補届出受付番号と同じ番号の区画である。

⑤その他

ア 風雨等により容易にはがれないように、糊等でしっかり貼ること。

イ 掲示することができるのは、告示の日（立候補届出後）からでなければならない。また、汚損した場合等には再掲示することができるが、選挙期日にはできないので注意すること。

ウ 立候補届出の際にポスターを検査するので 1 枚提出すること。なお、そのポスターは返却しない。

(4) 選挙公報 * (手)P163～166

①申請

第 4 章 1 （7）を参照

②字数

制限なし

③配布

選挙期日の 2 日前までに、選挙管理委員会が有権者各世帯へ郵送により配布。

④中止

無投票の場合及び天災その他やむを得ない場合

⑤記載上の注意事項

選挙公報は、提出された掲載文原稿をそのまま印刷します。選挙公報に掲載する大きさは、紙の原稿用紙のほぼ原寸大になります。以下の事項に十分注意の上、原稿を作成してください

い。また、掲載文の内容について村選挙管理委員会が修正などを行うことはありません。

⑤-2 【共通事項】

- ア 原稿用紙の右上の□欄は、候補者の写真を掲載するため、文字等を記載しないこと。
- イ 原稿用紙の右端の氏名欄には、候補者の氏名（戸籍簿に記載された氏名）を必ず縦書きで記載すること。ただし、通称の認定を受けた場合はその通称を記載しなければならず、本名は記載できない。
- ウ 氏名にふりがなを振ることは可能。
- エ 氏名のほか、所属党派名、主要な経歴、年齢及び職業を記載することができる。

⑤-3 【原稿用紙の用い方（紙原稿による申請の場合）】

- ア 掲載文は、必ず村選挙管理委員会が交付した原稿用紙に記載すること。
- イ 掲載文は、原稿用紙の罫線（マス目）の範囲内に記載すること。この範囲を超えた部分については印刷にあらわれないので注意すること。
- ウ 原稿用紙の罫線（マス目）は、記入する際の便宜のために入れたもので、印刷にはあらわれない。
- エ 誤字、汚損、折り目のあるものは、そのまま写るため注意すること。
- オ 原稿用紙は、予備を含め2枚交付するので1枚を提出すること。
- カ 原稿用紙に直筆する場合には筆記用を使用すること。
- キ 原稿用紙に掲載文の内容を書いた紙を貼り付けてもよい。

⑤-4 【原稿用紙の用い方（電子データによる申請の場合）】

- ア 選挙公報掲載文は、村選挙管理委員会が提供する電子データを利用し、Adobe Illustrator又はAdobe Photoshopを用いて作成すること。
- イ 画像解像度はグレースケール350dpi、2階調1200dpiを推奨する。
- ウ 作成した掲載文はCD-RW又はメール（senkan@vill.hakuba.lg.jp）により提出すること。
- エ 掲載文は、枠の範囲内に作成すること。この範囲を超えた部分については印刷にあらわれないので注意すること。
- オ 提出する際の形式は、「アウトライン化されたPDFファイル」（PDF/X1a形式）とすること。

※アウトライン化：文字情報であるフォントをオブジェクト（図形）情報としたもの。図形であるため、文字が変形したりすることが無くなる。

- カ 提出データファイルのタイトルは、次の例により設定すること。

「例：村議選 ○○○○（候補者氏名） 選挙公報原稿.pdf」

- キ 事前審査の際には、電子データを保存したCD-RWとともに、内容確認のため日本工業規格A4版にプリントアウトした原稿を持参すること。（データをメールで提出する場合は、審査の前に送信しておくこと。senkan@vill.hakuba.lg.jpまで。）

- ク 電子データにて提出する場合は、白馬村行政公式ホームページに掲載するai形式及びpdf形式のデータを使用することとし、PDF/X1a形式にして提出ファイル1つのみ提出すること。それ以外の形式による提出は認められない。

※PDF/X1a：印刷用途向けの規格である「PDF/X」のひとつ。PDF/X1aはPDF/Xの中でも最も基本的なフォーマット。

⑥記載又は記録の方法

- ア 掲載文は、通常使用する文字、符号、線、並びに図、イラストレーション及びこれらの類により記載又は記録すること。ただし、写真掲載欄以外に写真は使用できないので注意すること。
- イ 掲載文を作成する場合は、無彩色で記載又は記録すること。網掛けやそれ以外の色素を用いた場合、印刷にあらわれないことがあるため、特に注意すること。
- ウ 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合は、掲載文を記載又は記録できる面積のおおむね2分の1を超えることはできない。

⑦掲載写真

掲載する写真は以下の点に注意してください。

⑦-2 【共通事項】

- ア カラー写真とすること。
- イ 選挙期日前3ヶ月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身の名刺型とすること。

⑦-3 【紙原稿による申請の場合（現像写真）】

- ア 写真の大きさは、縦3.5cm、横3.0cmとし、原稿用紙に貼らずに2枚提出すること。
- イ 裏面に油性ボールペンで党派、氏名を記入すること。
- ウ 光沢のあるものを用いること。
- エ 提出の際、クリップ等で止めないこと。
- オ 裏面に記入する際、ボールペン等で強く書くと表面が損傷するので、注意すること。

⑦-4 【電子データによる申請の場合（写真データ）】

写真データは、原稿用紙データファイルの右上の欄に記録し、顔写真の枠内には、文字等が入らないようにすること。

⑧掲載順序

4月15日午後5時から、選挙管理委員会がくじにより決定する。

⑨印刷

黒刷りの写真印刷の方法による

⑩お願い

本来、告示日の4月15日午後5時までに申請（修正及び撤回を含む）をすればいいわけだが、選挙人へのより早い確実な配布のために、4月8、9日に開催する事前審査の折に提出していただくようお願いします。

⑪体 裁

514mm×364mm

令和7年4月20日執行 白馬村議会議員一般選挙公報	
③ 160mm×167mm	① 写 真 氏 名 35mm×30mm 105mm×30mm
④	②

(5) 選挙運動用ビラ * (手)P141～144

選挙運動用ビラの作成の公営に関する届出の手続は別紙の「令和7年4月20日執行白馬村議会議員一般選挙公費負担（選挙公営）の手引」をご覧ください。

なお、選挙運動用ビラを頒布する場合は必ず選挙管理委員会から交付した証紙を貼らなければ頒布できません。

①届出及び証紙の交付

ビラを頒布する候補者は、選挙管理委員会へビラを1枚添えて届出をしなければならない。届出の際に証紙交付票を交付するので、その交付票を選挙管理委員会へ提出し証紙を受取ること。なお、届出時のビラは返却しない。

②枚数及び種類

2種類以内で、**1, 600枚以内**

③規格

長さ29.7cm × 幅21cm 以内(A4判)

④法定記載事項

ビラの表面には、頒布責任者及び印刷者の住所氏名（印刷者が法人の場合はその所在地と法人名）を記載しなければならない。

⑤頒布方法

ビラに選挙管理委員会より交付した証紙を貼らなければ頒布することはできない。頒布の方法は、新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布に限られる。

(6) インターネット等を利用する方法 * (手)P144～154

①ウェブサイト等を利用する方法

ア 実施者

何人（18歳未満の者等、選挙運動が禁止されている者を除く）でもウェブサイト等を利用する方法により選挙運動が可能である。

イ 表示義務

ウェブサイト等を利用しようとする者は、電子メールアドレスやツイッターのユーザー名、返信用フォームなど、その者に連絡をする際に必要な情報が、受信者の通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならない。

ウ 選挙期日当日等の取扱い

通常選挙運動と同じ選挙運動期間となるため、選挙期日当日はウェブサイト等を更新することができない。ただし、選挙期日前日までに更新されたウェブサイト等は、選挙期日当日も削除せず、受信者の通信端末機器の映像面に表示させることができる状態に置いたままにすることができる。

②電子メールを利用する方法

ア 送信主体の制限

候補者に限られ、それ以外の者については禁止されている。

イ 送信先制限

a あらかじめ選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者（電子メールアドレスを自ら通知した者）に対して、通知のあった電子メールアドレスに送信することができる。

b 政治活動用電子メールアドレスを継続的に受信している者のうち一定の要件を満たす者（詳細は手引参照）に対しては、政治活動用電子メールアドレス（選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレスを除く）に送信することができる。

ウ 記録の保存義務

受信者が電子メールアドレスを自ら通知したことや、選挙運動用電子メールアドレスの送信の求め又は送信への同意があったことを証する記録など、一定の記録を保存しておかなければならない。

エ 送信を拒否された場合

選挙運動用電子メールの送信をしないように求める旨の通知を受けた時は、選挙運動用

電子メールを送信することはできない。

オ 選挙運動用電子メールには、次の事項を表示しなければならない。

- a 選挙運動用電子メールであること
- b 送信者の氏名又は名称
- c 送信者に対し送信拒否通知を行うことができること
- d 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

③当選を得させないための活動における表示義務

インターネット等を利用して特定の候補者（必ずしも一人の場合に限られない）の落選の
みを図る行為を行う場合、次の事項を表示しなければならない（他の候補者の当選を図るこ
とを目的とするものであれば選挙運動となる）。なお、悪質な誹謗中傷は禁じられている。

ア ウェブサイト等を利用する場合 その者の電子メールアドレス等

イ 電子メールを利用する場合 その者の電子メールアドレス、氏名または名称

④候補者の氏名等を表示した有料広告の禁止

候補者の氏名又はその類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告等は禁止さ
れている。

⑤その他

ア QRコード等

文書図面にバーコードその他これに類する符号、いわゆるQRコード等が記載・表示さ
れている場合、当該コード等を読み取った際に、選挙運動用文書図画と認められる内容が
表示された場合には、当該文書図画自体が選挙運動用文書図画と認められることとされる。

他方で、文書図画に表示・記載義務のある事項については、QRコードを読み取らなけれ
ば表示されない場合は、表示・記載義務を満たしたものととはされない。

イ DVD等

文書図画を記録した電磁的記録媒体の配布は文書図画の頒布とみなされ、選挙運動用文
書図画を記録したDVDやUSBメモリ等を頒布することは、法定外選挙運動用文書図
画を頒布する行為とみなされる。

ウ 選挙運動用インターネット情報の印刷

選挙運動用のホームページや、候補者等からの選挙運動用メール等、選挙運動用のイン
ターネット情報を印刷して頒布することはできません。

6 選挙運動に関する各種制限

(1) 選挙運動のできる期間 * (手)P70

**選挙運動のできる期間は、原則として立候補の届出後から投票日の前日までである。ただし、
例外として次に掲げる選挙運動は投票日当日でもできる。**

- ①投票所を設けた場所の入口から300m以外の区域に選挙事務所を設置し、または設置され
た選挙事務所をそのままにしておくこと。
- ②その選挙事務所を表示するために、その場所でポスター・立札・看板の類を通じて3以内、
及びちようちんの類1を掲示しておくこと。
- ③選挙運動期間中に掲示された選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと。

(2) 選挙運動の時間による制限

- ①午後8時から翌日午前8時までの間は、街頭演説を行うことができない。
- ②街頭演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所に留まってすることのないように努めな
なければならない。
- ③午後8時から翌日午前8時までの間は、選挙運動用自動車の連呼行為はできない。

(3) 選挙運動のできる者の制限 * (手)P72～78

選挙の公正を確保し、または選挙人の投票心理に不当な影響を及ぼす恐れがないよう

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.